

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成22年長野県条例第32号。以下「改正条例」という。)附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例第2条第1項の規定により新たに派遣され、又は改正条例第3条第1項の規定により派遣の期間が更新された日以後にこの規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する規則第3条第7項の規定により給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更された職員とする。

人事委員会事務局

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年12月16日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

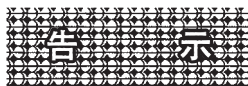
第1条中「第3条第4号、第7条第5号、」を削り、「育児休業等」を「育児短時間勤務及び部分休業」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第721号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成22年12月16日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 起業者の名称
松本市
- 2 事業の種類
(仮称) 梓川図書館整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
松本市梓川倭地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
(仮称) 梓川図書館整備事業(以下「本件事業」という)は、法3条第22号に掲げる図書館法による図書館に該当するこ

とから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である松本市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

- (3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

松本市梓川地区には現在図書館がなく、公民館の一室に図書室が設置されているのみである。その一室は狭いので、公民館という既存施設の部分使用であるため増床することができず、十分な書架、閲覧場所や蔵書保管スペースの確保、絵本の読み聞かせなどのイベントや各種講習会が開催できる児童コーナーや会議室等の設置ができない状況にある。

本件事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保して図書館を整備するものである。本件事業の実施により、当該地域における学習の拠点が整備され、市民の生涯学習の推進が図られるものと認められる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地の南側には道路をはさんで松本市の公共施設である梓川アカデミア館が隣接している。東側、西側及び北側は民家に隣接しているが、景観及び騒音に配慮し植栽等を施すことから、工事期間を含め周辺地域住民の生活環境への影響は少ないと認められる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号要件(土地を収用する公益上の必要性)

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、当該地域には図書館が設置されていないことから、十分な書架、閲覧場所や蔵書保管スペースの確保等に支障が出ており、これを早期に解消する必要がある。

また、本件事業は、平成18年3月に策定された松本市第8次基本計画及び平成21年度実施計画(計画年度 平成22年度~24年度)に掲げられており、早急かつ計画的な実施が必要である。

以上のことから本件事業は早期の整備が必要と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

松本市梓川支所地域生活課

企画課土地対策室

長野県告示第722号

平成22年12月10日長野県議会定例会において認定された平成21年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

平成22年12月16日

長野県知事 阿部 守一

平成21年度長野県一般会計歳入歳出決算

1 歳 入		(単位：円)		
款	予 算 現 額	決 算 額	比 較	
1 県 税	199,370,375,000	200,672,148,545	1,301,773,545	
2 地方消費税清算金	44,092,000,000	44,092,253,170	253,170	
3 地方譲与税	15,922,476,000	15,922,476,353	353	
4 地方特例交付金	2,466,027,000	2,466,027,000	0	
5 地方交付税	215,260,213,000	215,260,213,000	0	
6 交通安全対策特別交付金	898,586,000	898,586,000	0	
7 分担金及び負担金	4,032,306,000	4,022,209,944	△	10,096,056
8 使用料及び手数料	18,353,439,000	18,134,219,816	△	219,219,184
9 国庫支出金	199,011,485,744	168,888,134,992	△	30,123,350,752
10 財産収入	2,118,534,000	2,143,289,283	24,755,283	
11 寄付金	97,350,000	97,251,233	△	98,767
12 繰入金	15,110,672,000	13,170,610,218	△	1,940,061,782
13 繰越金	6,674,867,121	6,674,866,615	△	506
14 諸収入	76,497,421,000	76,760,254,570	262,833,570	
15 県債	157,947,000,000	141,402,000,000	△	16,545,000,000
歳入合計	957,852,751,865	910,604,540,739	△	47,248,211,126
2 歳 出				
款	予 算 現 額	決 算 額	比 較	
1 議会費	1,363,900,000	1,350,189,162	13,710,838	
2 総務費	56,805,797,657	54,438,777,585	2,367,020,072	
3 民生費	119,064,168,248	116,063,296,458	3,000,871,790	
4 衛生費	32,685,065,722	31,257,415,726	1,427,649,996	
5 労働費	14,984,600,000	14,528,832,499	455,767,501	
6 環境費	4,321,470,792	3,846,181,908	475,288,884	
7 農林水産業費	57,223,474,895	48,489,249,835	8,734,225,060	
8 商工費	73,278,104,184	72,903,210,854	374,893,330	
9 土木費	160,288,228,343	124,436,479,522	35,851,748,821	
10 警察費	46,286,159,400	45,755,038,828	531,120,572	
11 教育費	193,899,271,488	192,399,179,408	1,500,092,080	
12 災害復旧費	1,678,866,000	881,656,598	797,209,402	
13 公債費	140,808,863,000	140,601,091,688	207,771,312	
14 諸支出金	55,097,848,000	55,059,978,176	37,869,824	
15 予備費	66,934,136	0	66,934,136	
歳出合計	957,852,751,865	902,010,578,247	55,842,173,618	
歳入歳出差引残額		8,593,962,492		
うち基金繰入額		2,731,000,000		

平成21年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位:円)

会計名	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額
公債費	232,197,600,000	232,196,598,236	232,196,598,236	0
市町村振興資金貸付金	885,967,000	889,237,960	763,567,000	125,670,960
母子寡婦福祉資金貸付金	392,964,000	497,174,178	255,934,080	241,240,098
心身障害者扶養共済事業費	457,304,000	462,331,482	451,774,043	10,557,439
流域下水道事業費	12,880,080,000	12,598,663,946	11,650,624,598	948,039,348
小規模企業者等設備導入資金	1,958,018,000	2,773,819,819	1,951,529,912	822,289,907
農業改良資金	511,920,000	613,755,220	280,507,683	333,247,537
漁業改善資金	10,956,000	869,222	101,926	767,296
県営林経営費	355,613,000	364,747,929	334,529,999	30,217,930
林業改善資金	109,997,000	432,009,787	100,498,493	331,511,294
高等学校等奨学資金貸付金	249,929,000	321,006,422	248,997,169	72,009,253
合計	250,010,348,000	251,150,214,201	248,234,663,139	2,915,551,062

22監査第40号

平成22年(2010年)9月13日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 浦野昭治

同 東方久男

同 柿沼美幸

同 下村 恭

平成21年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、平成21年度長野県歳入歳出決算及び同付属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成21年度長野県土地開発基金及び平成21年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

平成21年度 長野県歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成21年度長野県一般会計
- (2) 平成21年度長野県特別会計
 - ア 長野県公債費特別会計
 - イ 長野縣市町村振興資金貸付金特別会計
 - ウ 長野県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計
 - エ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
 - オ 長野県流域下水道事業費特別会計
 - カ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
 - キ 長野県農業改良資金特別会計
 - ク 長野県漁業改善資金特別会計
 - ケ 長野県県営林経営費特別会計
 - コ 長野県林業改善資金特別会計
 - サ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

2 審査の手続

この審査に当たっては、歳入歳出決算及び同付属書類について、以下の点に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか。
- 3 財務に関する事務は、法令に適合し、適正になされているか。
- 4 財産の管理は、適正になされているか。

第2 審査の結果

1 決算の計数及び予算、財務事務等の執行について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同付属書類は、いずれもその計数が正確であると認められました。

また、予算の執行、経理事務及び財産の管理など財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められましたが、後述の意見のとおり一層改善努力を要するものがありました。

2 決算の状況について

(1) 決算規模と収支状況

一般会計は、歳入総額が9,106億454万余円、歳出総額が9,020億1,057万余円です。

歳入歳出差引額85億9,396万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、54億6,197万余円の黒字となり、前年度に比べ9億7,160万余円増加しています。

歳入を前年度と比べると、国庫支出金、県債等が増加し、県税、地方特例交付金等が減少し、全体で673億540万余円(8.0%)増加しています。歳出については、民生費、衛生費等が増加し、教育費、災害復旧費等が減少し、全体で676億3,231万余円(8.1%)増加しています。

次に特別会計では、歳入総額が2,511億5,021万余円、歳出総額が2,482億3,466万余円で、前年度に比べ歳入が18億440万余円(0.7%)、歳出は13億7,757万余円(0.6%)増加しています。また、歳入歳出差引額29億1,555万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は26億9,425万余円の黒字となり、前年度に比べ3億9,779万余円増加しています。

(2) 県債の状況

県債については、依然として厳しい財政状況の中で、その発行抑制に努めたものの、平成20年度に引き続き臨時財政対策債の増発と減収補てん債の活用を余儀なくされました。

これに伴い、一般会計の平成21年度末県債現在高は、1兆6,083億8,033万余円と、前年度に比べ443億75万余円増加しています。一方、特別会計の平成21年度末県債現在高は、438億204万余円で、前年度に比べ4億2,581万余円減少しています。

(3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金(満期一括償還分を含む。)及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の平成21年度末現在高の合計は1,139億2,279万余円で、前年度に比べ198億4,676万余円増加しています。

なお、平成21年度(出納整理期間後)は、国の緊急経済対策に伴う補正予算を財源として公共投資臨時基金などが増設されたことなどから、基金の総額は1,939億8,544万余円と、前年度と比べ、692億4,495万余円増加しています。

(4) 財政分析の結果

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は平成17年度は20.1%で47都道府県中最下位、平成19年度は17.3%(全国平均:13.5%)で42位でしたが、起債に国の許可が必要となる18%は下回りました。また、平成20年度は15.9%(全国平均:12.8%)で36位でした。本年度はさらに0.3ポイント改善され15.6%となりました。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は平成20年度は93.4%(全国平均:93.9%)で全国11位でしたが、本年度は93.5%と前年度に比べ0.1ポイント高くなっています。

財政の自立度を示す財政力指数は平成20年度は0.48560(全国平均:0.52062)で全国20位でしたが、本年度は0.48410と前年度より0.0015下がっています。

第3 審査の意見

平成20年後半からの世界経済の急速な悪化は、輸出型の製造業に依存するところの大きい長野県経済に深刻な打撃を与えて、多くの県民が、県内経済に停滞感を感じ、将来に不安を抱くに至っております。

このような状況下、県は、長野県緊急経済対策に基づく平成20年度予算とあわせ、急激な経済・雇用情勢の悪化や生活の不安に対応するため、平成21年度においては、「くらしを守る」という点に主眼を置き、県民の「くらし回り」の安定・充実に積極的に取り組むとともに、「長野県新経済対策」を基本とし、また、国の経済対策と呼応しながら、累次の補正予算を編成するなど、積極的な対策を行って

きました。

一方で「長野県中期総合計画」において掲げた、これからの県の目指すべき姿である「"活力と安心"人・暮らし・自然が輝く信州」の基本目標の実現に向け、施策を戦略的に実行する基盤の確立のために「長野県行財政改革プラン」(以下「プラン」という。)に基づく「分権改革」「行政システム改革」「財政構造改革」の3つの改革に取り組んでいます。県税が大幅な減収になっている中で、大変難しい舵取りが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高める措置を講じてください。

1 財政運営の健全化

主要財源である県税収入は、長引く景気低迷の影響に加え、税制改正により法人事業税の一部を国税化(地方法人特別税)された影響(△85.8億円)などにより、法人二税を始めとするほとんどの税目で減収となったことから、平成20年度に比べ404億余円(16.8%)の減収となりました。

そこで、当初予算において、臨時財政対策債の増発を余儀なくされたこと、また、減収を補うとともに経済・雇用対策などに積極的に取り組むため県債を発行したことにより、一般会計と特別会計を合わせた県債残高が平成20年度と比べ438億余円増加しました。

平成22年度においても、歳入面では県内経済情勢を反映し法人関係税を中心に平成21年度をさらに下回り財源不足が拡大する見通しです。一方、歳出面では、社会保障関係費の増加や公債費が依然高い水準にあることなどから、財政運営は引き続き厳しい状況に置かれています。

県では、プランに基づき、積極的に行財政改革を進めた結果、平成21年度は財源調整のための基金(財政調整基金及び満期一括償還分を除く減債基金)を取り崩さずその年度末残高は270億円とプランより155億円多くなっています。

また、平成22年4月には社会部と衛生部の統合による健康福祉部の設置、分権改革の一環として市町村へ30項目の事務を移譲したほか、外郭団体の見直しでは、県職員派遣数も平成22年度当初は79人で平成21年度当初と比べ9人減少するなど改革の成果を上げています。

引き続きプランに沿って自主財源の確保を積極的に進めるとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等にも配慮しつつ、簡素・効率的な行政運営や県の果たすべき役割を踏まえた事業の見直しなどにより徹底した歳出の削減を図り、持続可能な財政構造の構築に向けて行財政改革を着実に推進してください。

2 産業振興による積極的な収入の確保

県内総生産は、平成12年度をピークに平成19年度は8兆1,478億円と、ピーク時から約6,982億円減少しています。また、平成19年度一人当たり県民所得は280万8千円で、国民所得の296万3千円を15万5千円下回り、平成18年度の差額17万9千円と比べ2万4千円縮小しています。

中期総合計画において分野横断的な挑戦プロジェクトのテーマに「一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦」があり、長野県産業活性化推進本部のもと関係部局が連携して必要な施策に取り組んでいます。

各部局においては「長野県産業振興戦略プラン」、「観光立県長野再興計画」、「長野県食と農業農村振興計画」などに基づく施策を展開し、地域資源の活用など、積極的な産業振興に努めることで、力強い県経済を構築して県内総生産や県民所得の増加に寄与し、ひいては県税の増収につなげてください。

(主な所管部局：商工労働部、観光部、農政部)

3 収入未済の解消

平成21年度末の収入未済額は、前年度と比べ、2億2,791万余円増加し、総額93億6,822万余円で、その内訳は、一般会計が79億5,602万余円(前年度比103.0%)、特別会計が14億1,220万余円(前年度比99.6%)です。

収入未済の解消は、県民負担の公平と財源確保の観点から極めて重要です。新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

特に、県税の収入未済額は景気の悪化などの影響で、個人県民税を含め2億542万余円増えています。現在、平成23年度に向け県と市町村の徴収業務の共同化の準備をしておりますが、自主財源の根幹をなす県税の未収金縮減対策は、一層重要な課題となっていますので、市町村とも連携して徴収努力を続けてください。

収入未済の解消に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

また、不納欠損額は、前年度と比べ、3,650万余円増加し、総額7億5,628万余円(前年度比105.1%)で、その内訳は、一般会計が6億3,335万余円、特別会計が1億2,292万余円となっています。

債権者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、公平性の観点から適切な対応をとるとともに、債権回収可能性を個別に分類するなどして、不納欠損に至らないよう日常の債権管理を適切に行ってください。

4 県有財産の適正管理

新しい公会計改革のもとでは、既存の社会資本の適切な維持管理と有効活用を図る視点が重要です。

学校、庁舎等については県有施設耐震化整備プログラムにより安全・安心の面から耐震改修が進められています。また、橋梁については平成20年6月に長野県橋梁長寿化修繕計画が策定され平成24年度までに緊急に修繕が必要な橋梁について重点的に対策が進められています。道路等についても、計画的な維持修繕や改良を行い、長期活用を図ることでトータルコストの縮減に努めてください。

普通財産における未利用県有地については、平成21年度実績で民間等への売却が32件、4億7,488万余円と、順次売却等の処分が進められています。

また、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用して、利用見込みのない職員宿舎などの中で景観や安全性の面で取壊しが必要と判断した建物など除却しています。老朽化し利用見込みのないものについては、周辺環境への悪影響を勘案し順次撤去を進めるとともに、未利用地については、有効活用も考慮しながら、売却などを進めてください。

(主な所管部局：総務部、建設部)

5 県債残高の管理

一般会計の県債の平成21年度末現在高1兆6,083億8,033万余円と平成20年度末現在高1兆5,640億7,958万余円を比較すると443億75万余円増加しています。これは平成20年度に比べて臨時財政対策債が536億6,189万余円、減収補てん債が140億円増加したことによるものです。

一方、普通債は210億3,107万余円、災害復旧債は36億6,971万余円減少しました。

また、特別会計の県債の平成21年度末現在高438億204万余円と平成20年度末現在高442億2,785万余円を比較すると4億2,581万余円減少しています。

行財政改革を進めつつ、経済雇用情勢の悪化に対策を講じなければならない大変困難な状況にありますが、自主財源の確保、事業見直しによる歳出の削減を図り、今後も将来の財政負担を考慮し、県債残高の縮減に努めてください。

(主な所管部局：総務部)

6 債務負担行為の管理

物件の購入、工事の請負、利子補給等の後年度支払債務は平成22年3月末現在、一般会計で509億3,726万余円と前年度に比べ46億4,972万余円減少し、特別会計で85億7,320万余円と前年度に比べ13億4,887万余円減少しています。また、これ以外に損失補償や債務保証などのようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがあります。

これらの債務負担行為については削減努力が認められますが、今後も引き続き新たな設定の際には必要性、妥当性を十分精査するとともに、その総額の管理にも配慮して将来に過重な負担を残すことがないように留意してください。

(主な所管部局：総務部)

7 新規積立基金の効果的活用

国の緊急経済対策に伴う補正予算を財源として平成21年度に新設した10基金の残高は388億8,478万余円あります。これらの基金は2年から5年の期間で取崩し、活用する事業については詳細に国によって定められており、残余が生じたときは国に返還することとなります。

基金の目的に照らして効果が上がるように活用し鋭意工夫しているところですが、実態を踏まえ更に効果的な取扱いが可能となるよう引き続き国に要請してください。

(主な所管部局：総務部、健康福祉部)

8 特別会計の適正な運営

平成20年度歳入歳出決算審査意見書において流域下水道事業費特別会計の事業に係る人件費について、一般会計から直接支出されたため、一般会計から特別会計に繰り出した上で支出するよう検討を求めました。平成21年度においても同様の会計処理がされていますが、平成22年度流域下水道事業費特別会計予算においては、必要な30人分、2億3,595万余円が措置され改善されました。

(主な所管部局：環境部)

(別記)

収入未済の解消に留意改善を求める主なもの

ア 県税

県税については、収入未済額の縮減に向け様々な取組を行っています。具体的な数値目標の設定や年間を通じた差押処分、重点的取組期間の設定などにより徴収の強化を図るとともに、滞納者の実態に即した滞納整理方針を早期に決定し迅速に対応するために平成21年度から「機能分担制」を導入したところです。また、収入未済額の約6割を占める個人住民税(個人県民税)については、県税徴収対策室を中心に対応しているものの、全体の収入未済額は前年度より2億542万余円増加しています。今後も、現年課税分の滞納者の早期徴収に努め、徴収率の向上と収入未済額の圧縮を一層進めてください。

そして、引き続き、徴収可能なもの、不納欠損処分しなければならないものなど、処理方針を明確化した上で滞納整理に当たってください。

(所管部局：総務部)

イ 県営住宅使用料

県営住宅使用料については、平成21年度においては松本、長野地域で指定管理者制度から管理代行制度に変更となりましたが、引き続き、収納目標率を設定し、達成状況に応じてインセンティブを与える内容での徴収業務を長野県住宅供給公社に委託契約をしています。さらに、平成22年度からは上小、諏訪地域においても管理代行制度を導入しています。また、県営住宅退去者滞納家賃の収納率の向上を図るため民間業者に収納事務の委託を平成21年度から実施しているところですが、収入未済額は増加しています。今後も管理代行者、収納事務受託者と連携を強化し、なお一層収入の促進に努めてください。

(所管部局：建設部)

ウ 高等学校奨学金貸付金

高等学校奨学金貸付金については、平成21年度に簡易裁判所への支払督促の申立を実施したところ、完納又は分納が開始され進展が見られました。一方、収入未済額の多い地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金については、長期滞納者を中心に督促をしているものの、収入未済額は増加しているため、滞納実態に応じた債権確保の取組と滞納防止に向けた取組を徹底してください。

(所管部局：教育委員会)

エ 母子寡婦福祉資金貸付金

母子寡婦福祉資金貸付金については、納付書払からの口座振替の移行を促進したり、県外滞納者への戸別訪問の実施、支払督促の申立などにより収入未済の縮減に取り組んでいますが、収入未済額が増加しているため、滞納実態に応じた債権確保の取組と滞納防止に向けた取組を徹底してください。

(所管部局：健康福祉部)

オ 小規模企業者等設備導入資金

小規模企業者等設備導入資金のうち、中小企業高度化資金貸付金については不納欠損により昨年よりも減少したものの収入未済額が多額です。共同融資先である独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）との連携を強化し調査・アドバイザー制度を活用した回収業務を今後も一層の促進を図ってください。

また、回収見込みのない債権については、機構と協議の上、債権放棄を行うなど収入未済の縮減に努めてください。

(所管部局：商工労働部)

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

会計	所管部局	内 容	収 入 未 済 額			不 納 欠 損 額		
			平成21年度 (A) 円	平成20年度 (B) 円	増 減 (A)-(B) 円	平成21年度 (C) 円	平成20年度 (D) 円	増 減 (C)-(D) 円
一般 会 計	総務部	県税	6,849,331,039	6,643,908,597	205,422,442	579,637,792	663,156,891	△ 83,519,099
		その他	130,128,498	120,352,422	9,776,076	29,864,800	14,549,664	15,315,136
	健康福祉部 (社会部)	社会福祉施設入所者負担金	81,646,191	80,343,080	1,303,111	14,056,608	30,705,991	△ 16,649,383
		その他	28,927,545	26,901,984	2,025,561	1,512,575	3,054,945	△ 1,542,370
	健康福祉部(衛生部)		9,304,405	10,398,795	△ 1,094,390	0	0	0
	環境部	不法投棄された産業廃棄物の代執行経費	285,775,123	285,931,283	△ 156,160	0	0	0
	商工労働部		585,413	3,240,351	△ 2,654,938	2,574,938	0	2,574,938
	農政部		193,753	324,481	△ 130,728	130,728	0	130,728
	林務部		48,300	48,300	0	0	0	0
	建設部	契約解除に伴う補償金返還	99,521,879	99,521,879	0	0	0	0
		県営住宅使用料	288,183,089	276,137,008	12,046,081	5,270,927	6,551,064	△ 1,280,137
		その他	24,882,974	22,638,678	2,244,296	309,020	0	309,020
	教育委員会	※高等学校奨学金等貸付金	105,860,497	138,045,126	△ 32,184,629	0	0	0
その他		51,634,936	14,603,694	37,031,242	0	0	0	
計		7,956,023,642	7,722,395,678	233,627,964	633,357,388	718,018,555	△ 84,661,167	
特別 会 計	健康福祉部 (社会部)	母子寡婦福祉資金貸付金	233,741,371	216,534,300	17,207,071	688,936	0	688,936
		心身障害者扶養共済事業費	6,838,130	8,617,190	△ 1,779,060	2,366,960	1,762,500	604,460
	商工労働部	小規模企業者等設備導入資金	1,048,403,022	1,076,358,973	△ 27,955,951	59,228,117	0	59,228,117
	農政部	農業改良資金	34,772,000	83,070,000	△ 48,298,000	52,446,000	0	52,446,000
		漁業改善資金	6,551,975	10,611,975	△ 4,060,000	4,000,000	0	4,000,000
	林務部	林業改善資金	18,076,480	22,728,881	△ 4,652,401	4,197,401	0	4,197,401
教育委員会	※高等学校奨学金等貸付金	63,823,045	0	63,823,045	0	0	0	
計		1,412,206,023	1,417,921,319	△ 5,715,296	122,927,414	1,762,500	121,164,914	
合 計		9,368,229,665	9,140,316,997	227,912,668	756,284,802	719,781,055	36,503,747	

※高等学校奨学金等貸付金は、貸付原資の合理的な管理運営を図るため平成21年度から特別会計で貸付けを実施している。